内閣衆質二一二第一三三号

令和五年十二月二十二日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員宮本徹君提出米軍横田基地所属のCV二二オスプレイの屋久島沖墜落事故とオスプレイの運用

等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮本徹君提出米軍横田基地所属のCV二二オスプレイの屋久島沖墜落事故とオスプレイの

運用等に関する質問に対する答弁書

一の1について

令和五年十一月二十九日に屋久島沖で発生したティルト・ローター機CV-二二 (以下「CV-二二]

という。)の墜落事故 (以下「本件事故」という。) を受け、 政府としては、同月三十日、 米側に対し、

国内に配備されたオスプレイについて、 捜索救助活動を除き、 飛行に係る安全が確認されてから飛行を行

うよう要請したところである。

これを受け、同年十二月一日、 米側から、 CV-111の飛行は現在行っていない旨の説明を受けたとこ

ろである。 その後、 同月六日 (米国東部時間) ` 米側は、 オスプレ イを保有する全ての軍種 に お いて、そ

の運用を停止する旨発表したと承知しており、 現在、 政府として、 米側に対して、同月七日 (日本 時 間

に公表された、 米軍オスプレイの運用停止に関する米側の発表内容の詳細や本件事故の状況について情報

提供を求めているところである。

の2について

の1についてで述べたとおり、現在、政府として、米側に対して、令和五年十二月七日(日本時間)

に公表された、 米軍オスプレイの運用停止に関する米側の発表内容の詳細や本件事故の状況について情報

提供を求めているところであり、 お尋ねの 「事故の状況が明らかとなるまで」とは、米側から提供される

本件事故に係る状況を把握した時点を指す。

一の3の(イ)について

情報を含む様々な情報を基に、政府として、

本件事故の原因については、 米側において調査しているところであるが、 政府としては、 米側に対し、

原因究明と日本側 の情報提供を求めており、 引き続き、 米側と緊密に連携しながら適切に対応していく

考えである。

の3の(ロ)について

令和五年十二月六日 (米国東部時間) 米側は、 本件事故に関し、 根本的な原因は現時点で不明である

旨発表したと承知している。

の3の (ハ) について

お尋ねの「墜落したオスプレイと関係空港管制との事故に至るまでの交信状況・内容」については、 現

在、 米側において調査中であり、 また、 米軍の運用に関わることであることから、お答えすることは差し

控えたい。

一の3の(三)について

七条 は、 合衆国軍隊の地位に関する協定についての合意された議事録 とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における お尋ね 本件事故で墜落したCV-二二の一部と思われる残骸等について、米軍からの要請を受けて、 10 (a) 0 及び(b)に関する規定2を踏まえて、 「原因究明を行うことなく」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 米軍の財産であることを確認した上で、 (昭和三十五年外務省告示第五十二号) 第十 米軍に引き渡してい 海上保安庁で 日本国

の4について

る。

状況について米側に確認中であり、 御指 摘 \mathcal{O} 「定期訓練」 が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、 現時点において、 お尋ねについてお答えすることは困難である。 政府としては、 本件事故の

の5について

にパイロットの意思で着水したものとしてこれまでも用いていることを踏まえたものである。 側から、 宮澤防衛副大臣 御指摘の「十一月三十日夜の記者会見」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、 本件事故は不時着水であるとの説明を受けたこと、また、不時着水とは、コントロ (当時) の発言は、本件事故が発生した当日である令和五年十一月二十九日において、 ールを失わず お尋ねの 米

一の6について

本国における新たな航空機 がその安全性及び信頼性を確認した上で、 おけるMV-二二の運用について、その安全性を確認している。 テ イルト・ロ - ター機MV-111 (以下「MV-111」という。) については、平成十七年に米国政府 に関する日米合同委員会合意」 量産が開始されたものであり、 等を総合的に勘案し、 平成二十四年九月十九日 我が国に 0) 日

集・分析するとともに、 入することを決定したが、その検討過程 また、 平成二十六年に我が国も輸送ティルト・ロ 陸上自衛隊員が、 のみならず、導入が決定された後においても、 実際に機体の操縦及び整備を行い、V-二二が安全な機体であ ーター機V-二二(以下「V-二二」という。) を導 各種技術情 記報を収

ることを改めて確認している。

いると承知しており、また、米国政府が我が国におけるCV-二二の運用に際してMV-二二の運用と同 さらに、政府としては、CV-二二がMV-二二と同じ推進システムを有し、構造は基本的に共通して

様に安全を徹底することも確認しており、我が国におけるCV-二二の運用の安全性は、MV-二二と同

様に確保されるものと考えている。

ずれにせよ、政府としては、 航空機の飛行に際しては、安全の確保が大前提であり、本件事故も踏ま

え、 飛行の安全確保について、引き続き、米側と緊密に連携しながら適切に対応していく考えである。

その上で、オスプレ イの我が国への配備については、 在日米軍全体の抑止力を強化するものであるとと

日米同盟の抑止力及び対処力を向上させ、我が国のみならずインド太平洋地域の

もに、これによって、

和と安定に資するものであると考えており、 米側に対して、これらの撤去を求める考えはない。

陸上自衛隊のVー二二については、 喫緊の課題である島嶼防衛に係る能力の構築のため、 導入が

必要であると考えており、これを撤去する考えはない。

の 7 に つい て

CV-二二の横田飛行場への配備について、米国政府からは、 令和六年頃までに計十機を配備する予定

であると説明を受けており、現時点において六機が配備されているものと承知しているが、これ以上の詳

細については承知していない。

わたって、 首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合にも、 力を向上させ、 政府としては、高い性能を有するCV-二二が我が国に配備されることは、 人道支援・災害救援活動を行うことができると考えており、米国政府に対して、 我が国の防衛及びインド太平洋地域の安定に資すると考えており、また、 CVー二二により迅速か 日米同盟の抑止力及び対処 我が国にお 御指摘の つ広範囲に いて 干

一の1について

機

の増強」

0

「中止」を求めることは考えていない。

お尋ねについては、政府として承知していない。

一の2について

御指 摘 \mathcal{O} 「一般に航空機の事故率は飛行時間 .の増加に伴い低減するものであり、CV二二についても、

今後、 この数値は低減していく見込み」との説明については、 一般論としての当時の認識を説明したもの

であり、御指摘のように「訂正すべき」であるとは考えていない。

二の3の(イ)について

な事故についてはそれを適切に示す指標」の意味するところが明らかではなく、また、 お尋ねの 「墜落事故のように市街地・住宅地でひとたび起きれば深刻かつ重大な事故を生じさせるよう 御指摘 \mathcal{O} 事故

率」については米側において定めた指標に基づいて米側が算定しているものであり、 政府としてお答えす

る立場にない。

二の3の(ロ)について

御指摘 \mathcal{O} 「他の主要な軍用機」 の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、 政府として、

軍用機の墜落事故について必ずしも網羅的に把握しているわけではなく、 お答えすることは困難である。

また、 般に軍用機はその機種によって運用要領等が異なることから、 御指摘の 「飛行時間 あたりの墜

落事故の件数」について、 概に比較することは困難であり、 政府として「調査すべき」であるとは考え

ていない。

三の1について

現在、 政府として、米側に対して御指摘の「ハード・クラッチ・エンゲージメント」の発生の根本的な

原因について、情報提供を求めているところである。

三の2について

て、 ギアボックス・インプット・クイル・アッセンブリの設計及び製造を推奨する」、 ダーの、 対して、 のソフトウェア、 1 御指摘 クラッチの 装備品製造会社と協力して、 全てのMV 装備品製造会社と協力して、 \mathcal{O} 「調査報告書」 離脱及びハード・クラッチ・エンゲージメントの発生を緩和する新しいプロ ドライブトレイン構成品 においては、 への搭載を推奨する」 MV-二二Bのドライブトレインとフライト・コント 耐衝擊性、 「PMA275に対して、 の強度及び検査要件の改善を推奨する」及び 耐熱性、 (仮訳) 耐火性が強化されたフライト としていると承知しているが、これらの 装備品製造会社と協力して、 P M ・デー 口 \bar{P} ップ A275に対 M ル タ ・ シ A 2 7 5 に 口 意図しな ・ レ ステム タ 內容 コ]

及びICDSの故障を伴う複合的な緊急事態を引き起こす可能性について議論することを推奨する」 ットと乗組員に対して説明し、 「調査報告書」 にお į١ ては、 K ・クラッチ・エンゲージメント 「米海兵隊MV-111B の部隊に対して、 の危険性とそれがシングルエンジン 当該事 故についてパイロ (仮

は将来的な措置であり、

米側において引き続き取り組むものであることを米側に確認してい

訳 としているが、このことについては、米側において、 「調査報告書」の公表後速やかに実施されたも

のと承知している。

三の3について

令和四年六月に米国カリフォルニア州で発生したMV-111の墜落事故については、 両方のエンジンに

お いて御指摘の 「ハード・クラッチ・エンゲージメント」が発生することにより、一方のエンジンか ら他

方のロ ーターへ動力を伝達する系統が故障するなど、従前に確立された手順では安全の確保が難しか った

極めてまれな事例であったと認識している。

その上で、 当該事故の原因となった「ハード・クラッチ・エンゲージメント」については、 既に事故の

発生を抑制するための部品交換の措置が講じられており、 引き続き御指摘の 「安全に運用できる手順」や

教育 訓 練 を含め重層的に対策を講じていくことが重要であると認識している。

三の4について

お尋ね の事故の原因については、 現在、 米側において調査中であると承知している。

三の5について

お尋ねの事案については、 現在においても、 米側において調査中であると承知している。

四について

た、 明を受けた事案の①発生日、 で政府として確認している範囲で、 お 尋ね 予防着陸又は緊急着陸 \mathcal{O} 「緊急着陸 (予防着陸)」について政府として網羅的に把握しているわけではないが、 の理由は、 ②着陸場所、 MV-二二及びCV-二二の予防着陸又は緊急着陸として米側 全ての事案におい ③機体の所属及び④概要をお示しすると次のとおりである。 て、 警告灯が表示したためとの説明を受けてい 現時点 から ま 説

①平成二十九年六月六日 ②伊江島補助飛行場 ③普天間飛行場

④予防着陸

る。

①同月十日 ②奄美空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

①同年八月二十九日 ②大分空港 ③普天間飛行場 ④緊急着陸

①同年九月二十九日 ②新石垣空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

①平成三十年四月二十五 日 ②奄美空港 ③ 普 天間 成飛行場 ④予防着陸

①同年六月四日 ②奄美空港 ③嘉手納飛行場 ④予防着

陸

①同年八月十四日 ②奄美空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

①同年十月二十五日 ②奄美空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

②沖永良部空港

③普天間飛行場

④予防着陸

①平成三十一年三月二十七日

①同年四月一日 ②大阪国際 (伊丹) 空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

①令和二年二月十日 ②仙台空港 ③普天間飛行場 ④ 予防着陸

②山形空港 ③横田飛行場 ④予防着陸 ①令和三年四月十四日

②徳之島空港

③普天間飛行場

④予防着陸

①同年六月十四日

①同年九月二十二日

②仙台空港

③横田飛行場

④予防着陸

①同年十二月一日 ②海上自衛隊館山 航空基地 ③横田飛行場 ④予防着陸

①令和四年三月二十九日 ②新石垣空港 ③普 |天間 既行場 ④予防着陸

①同年七月七日 ②奄美空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

① 同 年十月二十日 ②南紀白浜空港 ③ 横 田 ぶ [飛行場 ④予防着陸

①同年十一月十七日 ②与論空港 ③普天間飛行場 ④ 予防着陸

①令和五年九月十四日 ②奄美空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

①同日 ②新石垣空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

①同月十六日 ②大分空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

①同月二十一日 ②奄美空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

①同年十月十九日 ②徳之島空港 ③普天間飛行場 ④予防着陸

これらの事案に関し、政府としては、必要に応じ、 防衛省の職員を現地に派遣して情報収集を行い、 関

係地方公共団体に情報提供するとともに、米側に対し、 原因究明、 再発防止及び安全管理の徹底を求めた

ところである。

これらの事案において米側がとった主な対応は、 現時点で政府として確認している範囲でお示しすると

次のとおりである。

(一) 平成二十九年八月二十九日の大分空港における緊急着陸

当該機体の徹底的な点検及び整備を実施し、 エンジンを交換し、 同機体の安全を確認した。

(二) その他の事案

当該機体の徹底的な点検及び整備を実施し、同機体の安全を確認した。

また、令和五年八月三十一日、陸上自衛隊輸送航空隊所属のV-二二が、ギアの摩耗のため、航空自衛

隊静浜基地に予防着陸し、その対応としてギアボックスの交換を行ったところである。